

○厚生労働省告示第二百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第三条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

歯科口腔用薬の項第八目を第十一目とし、第七目を第十目とし、第六目を第九目とし、第五目を第七目とし、同目の次に次の一目を加える。

8 水素イオン

歯科口腔用薬の項第四目を第六目とし、第三目を第四目とし、同目の次に次の一目を加える。

5 水素イオン

歯科口腔用薬の項第二目を第三目とし、第一目を第二目とし、同項に第一目として次の一目を加える。

1 水素イオン

胃腸薬の項第五十一目を削り、第五十二目から第五十八目までを一目ずつ繰り上げる。

外皮用薬の項第五十目を第五十一目とし、第四十九目を第五十目とし、第四十八目を第四十九目とし、第四十七目の次に次の一目を加える。

48 糞田葎

その他の項第百五十二目を第百六十目とし、第百四十八目から第百五十一目までを八目ずつ繰り下げ、第百四十七目を第百五十四目とし、同目の次に次の一目を加える。

155 蕪糖アムルハクタムカタキチ

その他の項第百四十六目を第百五十三目とし、第百二十七目から第百四十五目までを七目ずつ繰り下げ、第百二十六目を第百三十二目とし、同目の次に次の一目を加える。

133 ブシ。ただし、1箇中アロニチンとして0.01mg以下を含有する場合に限る。

その他の項第百二十五目を第百三十一目とし、第百十目から第百二十四目までを六目ずつ繰り下げ、第百九目を第百十三目とし、同目の次に次の二目を加える。

114 トチユク

115 ドンツク

その他の項第百八目を第百十二目とし、第八十七目から第百七目までを四目ずつ繰り下げ、第八十六目を第八十九目とし、同目の次に次の一目を加える。

90 センレンシ

その他の項第八十五目を第八十八目とし、第八十二目から第八十四目までを三目ずつ繰り下げ、第八十一目を第八十三目とし、同目の次に次の一目を加える。

84 べいせしや

その他の項第八十目を第八十二目とし、第四十七目から第七十九目までを二目ずつ繰り下げ、第四十六目を第四十七目とし、同目の次に次の一目を加える。

48 ロウタイ

その他の項第四十五目を第四十六目とし、第三十八目から第四十四目までを一目ずつ繰り下げ、第三十七目の次に次の一目を加える。

38 クロシ